平成２３年（フ）第２９９３号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目16番40号　グレースムトウ202
債務者　小岩　治彦
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４号
静岡県富士宮市大鹿窪1214番地の９
債務者　立石　千浪
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２９７号
長崎県佐世保市若竹台町31番地　アートインＡブルーム102号
債務者　冨永　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
長崎県佐世保市赤崎町253番地１、旧住所長崎県佐世保市早岐２丁目12番13号
債務者　牛嶋　敏規
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
長崎県佐世保市稲荷町30番11号　みゆき荘Ｂ－３　２Ｆ、旧住所長崎県佐世保市黒髪町30番12号
債務者　山本　康代（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
長崎県佐世保市早岐２丁目７番３号
債務者　佐々野かつみ
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
長崎県西海市西海町中浦北郷164番地第43号
債務者　末岡　初美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４７４号
東京都小金井市前原町３丁目６番15号トーヨーマンション201
債務者　井上早智子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１７号
東京都町田市中町３丁目19番29号ザ・プレイス101
債務者　嶋津　光隆
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目15番地16
破産者　渡邊　和美
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
奈良県大和高田市幸町７番12―220号、前住所奈良県大和高田市曽大根１丁目３番５―509号
破産者　サンユーこと　山本　政敏
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
奈良県大和高田市曙町９番７号
破産者　藤本マユミこと　藤本マユミ
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
奈良県橿原市新堂町146番地の１　ヤングプラザ１Ｆ、開始決定時の住所奈良県橿原市十市町886番地の８
破産者　和風喫茶みなみこと　内之倉恒治
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８４９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目６番40号　高野ハウス101号
破産者　須藤　敏雄
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４１号
札幌市清田区北野６条４丁目10番14号
破産者　松村　政彦
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７６号
札幌市手稲区富丘１条４丁目10番26号
破産者　渡邉　裕司
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部